

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 売払物件の内容

(1) 売払物件の名称及び数量

鳥取港野積場等に保管している廃船のエンジン 3 基

(2) 引渡期限

平成 19 年 2 月 23 日（金）午後 5 時

(3) 引渡場所

鳥取市港町 7 及び 13-1

(4) 引渡方法

落札者が引渡場所において、廃船内にあるエンジンを取り外して搬出することとする。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 19 年 1 月 26 日（金）から同年 2 月 8 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取港湾事務所

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-0906 鳥取市港町 8

鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

電話 0857-28-2432（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 1 月 26 日（金）から同年 2 月 1 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間交付する。

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 売払物件の下見

売払物件の下見を希望する者は、平成 19 年 2 月 5 日（月）までに(1)の問合せ先に連絡すること。

(5) 郵便等による入札

不可とする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 2 月 8 日（木）午後 1 時 30 分

鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年2月5日(月)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、会計規則第112条第2項第6号の規定により、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、契約締結後、引渡しを受ける日の前日までに売買代金の全額を納入しなければならない。ただし、会計規則第111条第1項第3号の規定に基づき、買受人が代金を即納してその物件を引き取る場合は、契約書の作成を省略することができる。

(4) 引渡し

落札者は、当該売払物件を1の(2)の引渡期限までに1の(3)の引渡場所で確実に引き取らなければならない。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。